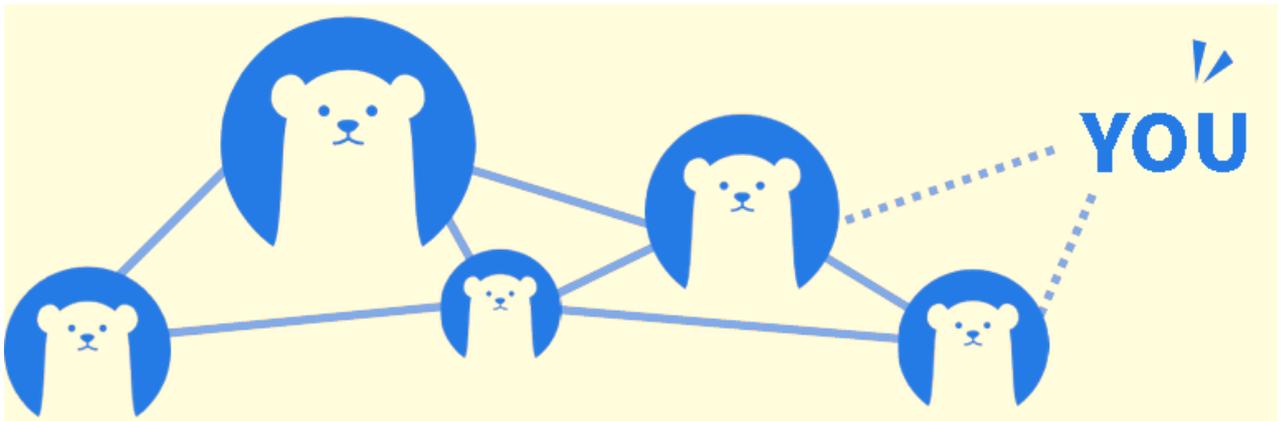


くまねっとMCS 運用ポリシー



熊谷市在宅医療支援センター
2023年1月27日 作成

はじめに

熊谷市では、この地域の医療・介護・福祉に関わる人々の連携や顔の見える関係づくりをめざして、2022年4月に多職種が参加するグループ『くまねっと』を発足しました。

すでに運用されている『Ayamu(あやむ)』では、市内の医療機関・介護事業所・通いの場といったインフォーマルサービスの会場を地域の社会資源としてデータベース化して、見える化・共有により、多様なニーズに合った情報を探し出せます。また、グループ掲示板機能も備えています。

この度運用する『MCS』では、医療・介護・福祉の関係者が特定の患者(利用者)についてのトークルームを作成し、双方向のコミュニケーションを行うICTです。厚生労働省のガイドラインに準拠したセキュリティで、高度のプライバシー情報をやりとりすることが想定されています。その為、参加する皆様がMCSを用いる際の規約として「くまねっとMCS運用ポリシー」を作成しました。運用にあたっては、熊谷市より熊谷市在宅医療支援センター（熊谷生協病院）へ委託します。

このポリシーは、各事業所や施設における、医師法をはじめとした関係法律・個人情報保護に関する法律の遵守はもちろん、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」や医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の各種ガイドライン及び、エンブレース株式会社のMCS利用ポリシーを考慮し作成したものです。

参加者は、各施設での法令遵守はもちろん、各種ガイドライン等を十分理解したうえで、施設の責任のもとに、「くまねっとMCS運用ポリシー」に基づいてご利用ください。

※この運用ポリシーは、法令や厚生労働省等の各種ガイドラインの改訂やMCS機能強化などに伴って必要に応じて改定される場合があります。なお、MCS利用にあたり「フリープラン（無料）」「ビジネスプラン（有料・月300円）」の選択がありますが、「フリープラン」の利用で問題ありません。

事業実施主体兼委託元：熊谷市
受託者：熊谷市在宅医療支援センター

くまねっと MCS 運用ポリシー

(目的)

第 1 条 この運用ポリシーは、くまねっと MCS(以下、「システム」という。)で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、システムの適正な運用に資することを目的とする。

(法令及びガイドライン)

第 2 条 システムを利用する事業所等は、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)及び個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の各種法令を遵守し、次の各号に掲げるガイドラインを十分理解したうえで、システムを利用することとする。

- (1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン最新版
- (2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス最新版

(対象患者)

第 3 条 システムを利用した情報共有の対象は、次の各号に掲げる患者とする。

- (1) 主治医の訪問診療・往診等を受けている患者
- (2) 主治医が情報共有を必要と認めた患者

(患者同意等)

第 4 条 主治医又は連携元となる事業所は、システムで情報共有を行うにあたって、前条の対象患者又はその家族に説明し、在宅医療における個人情報使用同意書[様式 1]を記入してもらう。

(グループ登録等)

第 5 条 主治医、主治医に委託された事業所は、システムの運用に関し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象患者並びにグループの登録、削除及び管理
- (2) 情報共有しようとする者のグループへの招待及び解除
- (3) 患者及び患者家族のグループ参加は、事前にその必要性、有効性を医療介護関係者間で話し合い、合意をもって進める。
- (4) その他、システムの運用に関して必要な業務

(利用申込等)

第 6 条 前条の規定によるグループへの招待を受けて、システムを利用しようとする事業所等(以下「事業所等」)の管理者は、システムを利用する従事者(以下「利用者」)の ID を取得し、及び管理するものとする。

2 前項の規定により ID を取得した事業所等の管理者は、熊谷市在宅医療支援センターに対し、くまねっと MCS 利用申込書兼変更届[様式 2] 及びくまねっと MCS の利用に係る誓約書[様式 3]を提出するものとする。

3 ID を取得した利用者が異動又は退職等によりシステムを利用しなくなった場合は、事業所等の管理者は、熊谷市在宅医療支援センターに対し、速やかに利用者の削除又は変更について連絡し、届け出るものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の利用者の削除又は変更の届出について準用する。

(事業所等の管理者の責務)

第 7 条 事業所等の管理者は、自己の事業所等内でシステムが適切に利用されるように、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 患者情報及び個人情報等の管理全般
- (2) システムで利用する IT 機器の管理
- (3) 利用者との運用ポリシーの順守
- (4) 利用者への定期的な教育の実施
- (5) 利用者の変更・削除に関する届け出

(ID・パスワードの管理)

第 8 条 ID 及びパスワードの管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払って利用者個人が管理し、共有しないこと
- (2) ひとつの ID を複数人で共有しないこと
- (3) パスワードは、英数字と記号を混合させた 13 桁以上とすること
または、英数字と記号を混合させた 8 桁以上とし、定期的(最長 2 ヶ月以内) に必ず変更すること(類推されやすいパスワードや類似のパスワードを繰り返し使用しないこと)
- (4) 利用が終わったら、必ずログアウトすること
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトすること
- (6) スマートフォン、タブレット及びパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかけること

(IT 機器のセキュリティ対策)

第 9 条 IT 機器のセキュリティ対策は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合 8 文字以上)を設定することただし、設定にあたっては、推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること
- (2) 情報機器には、ファイル交換ソフト(Winny 等)をインストールしないこととし、すでにインストールしている場合は、削除すること
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールし、最新の状態に更新しておくこと
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと
- (5) システムの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピー

- ー及びスクリーンショットの取得を行わないこと
- (6) リモートワイプサービスを利用すること
- (7) 緊急回線停止サービス等を利用すること
- (8) 情報及び情報機器を持ち出す場合は、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的及び期間等を書面で事業所等の管理者に届け出て、承認を得ること
- (9) 利用者個人が所有する端末を業務で使用する場合には、第1号から前号までと同様の運用を行うものとする

(利用上の留意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項に留意してシステムを利用するものとする。

- (1) グループへの招待を受けたときは、自分がそのグループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行うこと
- (2) 多職種連携に向けた「顔の見える関係作り」のため、システムの個人設定では自分の顔写真及びプロフィールを登録すること
- (3) システムへの書き込みは、必要最低限の内容とし、簡潔に分かり易くすること
- (4) グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まないこと
- (5) 自分が担当から外れたときは、速やかにグループの管理者に連絡し、当該グループメンバーから解除を依頼すること
- (6) 事業所等の退職等によりシステムを利用する必要がなくなったときは、当該事業所等から貸与されているIT機器があれば返却し、必要な手続きを行うこと(管理者からの熊谷市在宅医療支援センターに対する連絡・届出を行う前に、自主退会はしない)
- (7) 書き込みの際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行い、入力情報に対する責任を明示すること
- (8) 与えられたアクセス権限を越える操作を行わないこと
- (9) システムの異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに事業所等の管理者に報告し、その指示に従うこと
- (10) 不正アクセスを発見した場合は、速やかに事業所等の管理者に連絡しその指示に従うこと
- (11) くまねっとMCSを本運用ポリシーに定めた目的以外に使用することを禁止する

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は熊谷市在宅医療支援センターが別に定める。

附則

この規程は、2023年1月27日から施行する。